## 中小企業経営者を鼓舞(インスパイア)する

企画・発行:有限会社ビジネス・インスパイア

## **経営のセカンド・オピニオン** vol. 155 <2020年2月号>

## ■【トピックス】 WWIII!



新年早々、衝撃的なニュースが世界を駆け巡りました。米国によるイラン革命防衛隊司令官の殺害です。日本以外の欧米ではインターネット上でWWIII(第3次世界大戦)というキーワード頻繁に飛び交いました。

世界が中東で戦争が始まるかもしれないという 緊張感に包まれました。今後も緊張は続きます。 令和2年目、経済の先行きが懸念される中、緊張 と不安が続きそうです。

# ■【ビジネス・アイ】預貯金払戻制度

- 社長 「そういえば、相続法(民法)が変わって、相続 人の間の遺産分割協議がまとまっていなくて も、預金の払い戻しが受けられるようになったと 聞いたけど、どんな制度なの?」
- 花野 「これまでは、原則として被相続人の預貯金は、相続人の共有となるので、全員の同意がないと引き出せなかったのですね。そうすると葬儀費用や医療費やローンの支払いに支障がでる場合がありました」

社長「そうだよね」

- 花野「それが、新しい制度では、それぞれの相続人 が預貯金残高の1/3の金額にそれぞれの法 定相続分を乗じた金額まで払い戻せるように なりました」
- 社長 「それは、金融機関ごとに払い戻せるのか な?」
- 花野 「はい、金融機関ごとに払い戻しの請求を行う ことができます。ただし、1つの金融機関から払 い戻しを受けられる金額の上限は150万円と 定められています。」

社長「一応、歯止めはあるんだね」

- 花野 「そうですね。でも遺産分割協議がまとまる前に、特定の相続人が金融機関を回って払い戻しを受けてしまい、その後遺産分割協議に応じないという可能性もありますね」
- 社長 「便利になったようだけど、想定されていないリ スクもありそうだね」

## ■【今月のキーワード】

#### 預貯金払戻制度

預貯金払戻制度とは、相続が発生した時に、共同相続人の各種の資金需要に迅速に対応することを可能とするために、各共同相続人が、遺産分割前に、裁判所の判断を経ることになく、一定の範囲で遺産に含まれる預貯金の払い戻しを受けられる制度です。払い戻しできる金額は、預貯金残高の3分の1に共同相続人の法定相続分を乗じた金額までです。ただし、1つの金融機関に払い戻しを請求できる金額には上限が定められており、法務省令で150万円と定められています。

### ■【今月の1冊】

『イスラム20』

飯山 陽 著

河出新書 ¥880

近年、イスラム世界と西洋世界が衝突する機会が増えています。テロという形で顕在することもあり、時に悲劇をもたらしています。

記憶に新しいイスラム国の行動 は、西洋的な価値観からは理解で きません。しかし、彼らには彼ら の正義があり、われわれの正義と は異なるだけです。話し合いでは 決して解決しない世界にわれわれ は生きています。



#### ■【編集後記】

改元後、初の正月である令和2年の正月は近所の神 社やお寺に初詣に出かける以外はのんびり過ごしま した。久しぶりにゆっくりできました。ただ、世界は キナ臭く、今年は世界的な波乱の始まりの年になるか もしれませんね

#### 『経営のセカンド・オピニオン』vol.155 (毎月1日発行)

- ●定価:2,400 円/年 ●発行日:2020.2.1 ●発行人:花野康成
- ●編集・発行:有限会社ビジネス・インスパイア
- 〒460-0003 名古屋市中区錦 3 丁目 1 番 30 号錦マルエムビル 5F TEL052-205-6361 FAX.052-204-8808